

令和5年度 第12回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和5年2月8日(木) 午後1時30分から午後2時5分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	田 中 正 剛
松 本 智恵子	山 崎 勝 喜	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

(5) 欠席委員

なし

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事 務 局 次 長 河 邊 眞 佐 彦

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第63号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第66号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第67号 農用地利用集積等促進計画の決定について
(農地中間管理事業分)
- 報告第54号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第55号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分
の報告について
- 報告第56号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長
専決処分の報告について
- 報告第57号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務
局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和5年度第12回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において今野正章委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

続きまして、抜粋表の9ページの訂正がございます。議案第67号農用地利用集積等促進計画の受付番号第133号の上段の設定する利用権（D）の契約期間を1年から10年へ修正お願いします。同じ欄の開始年月日を令和6年4月1日から平成27年4月1日に修正お願いします。続きまして、受付番号第135号の設定する利用権（D）の上段の契約期間を2年から10年へ修正お願いします。同じ欄の開始年月日を令和6年4月1日から平成28年4月1日に修正お願いします。訂正は以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第57号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計10件であります。

それではまず、議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第62号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第42号から第51号についてご

説明いたします。

まず、受付番号第42号は、申請地が西区山田4丁で市街化調整区域内にあり周辺は田、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,633平方メートルで現在うねの状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第43号は、申請地が美原区多治井で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び雑種地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計25平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第44号は、申請地が西区鳳西町1丁で市街化区域内にあり周辺は田、宅地、道路及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は632平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、持ち分50分の3を所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第45号は、申請地が美原区菅生で市街化調整区域内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は551平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第46号は、申請地が美原区多治井で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路及び宅地に囲まれており、地目は畑1筆、面積は59平方メートルで現在果樹の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第47号は、申請地が美原区多治井で市街化調整区域内にあり周辺は田及び宅地に囲まれており、地目は田1筆、面積は29平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第48号は、申請地が南区别所で市街化調整区域内にあり周辺は田及び池に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計244平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第49号は、申請地が南区別所で市街化調整区域内にあり周辺は田及び池に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計690平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第50号は、申請地が中区陶器北で市街化調整区域内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は433平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第51号は、申請地が東区石原町3丁で市街化調整区域内にあり周辺は田及び道路に囲まれており、地目は田1筆、面積は472平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上10件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第63号「農地法第4条の規定による許可申請につい

て」をご説明いたします。受付番号第10号から第12号をご説明いたします。

まず、受付番号第10号は、自己転用するものです。申請人は奈良県葛城市南花内に居住する農業兼法人役員の方で、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,160平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、法人の業務効率の事情から現在賃借している駐車場を立ち退くこととなり、緊急に必要となったため所有農地の一部を露天駐車場に転用し使用するものです。

申請は令和6年1月22日、同日農業委員会受付となっております。農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び、東側道路側溝より排水する計画です。周囲には東と南にブロック3段を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第11号は、自己転用するものです。申請人は西区上の農業者で、申請地は中区八田北町の田2筆、面積は合計1,052平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、運送業を営む法人から、業務拡大により現在使用している駐車場が手狭となり、緊急に駐車場が必要となった旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場に転用し、賃貸するものです。

申請は令和6年1月22日、同日農業委員会受付となっております。農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び、敷地内にU字溝を設置し、南側水利組合管理の水路より放流する計画です。周囲には緩衝帯及び擁壁を設置いたします。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第12号は、自己転用するものです。申請人は南区三木閉の農業兼不動産業を営む方で、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は274平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、

不動産業の業務拡大により、現在使用している駐車場が手狭となったため、本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年1月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透及び、南北の既設側溝より排水する計画です。周囲には既設コンクリートブロックが1段設置されています。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第64号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第24号と第25号をご説明いたします。

まず、受付番号第24号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が南区和田で建設業を営む法人で、申請地は南区和田の田4筆、面積は合計2,015平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在使用している事業所敷地内の資材置場が手狭となり、業務に支障をきたしていることから、本社にも近く利便性の高い本申請

地を賃借し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年1月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第43条第2号ロに該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝設置のうえ北側水利組合水路へ放流する計画です。周囲にはブロック3段積み及び既設コンクリート擁壁を利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第25号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が美原区多治井で化学工業薬品の製造加工販売業を営む法人で、申請地は美原区多治井の田1筆、面積は280平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、現在使用している本社敷地内の資材置場が手狭となったため、隣接にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年1月24日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内での自然浸透です。周囲は既設擁壁を利用する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第65号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第65号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第16号と第17号をご説明いたします。

まず、受付番号第16号は、申請人は美原区黒山に居住する不動産賃貸業兼農業者で、申請地は美原区黒山の田8筆、面積は合計4,148平方メートル、現在野菜、耕うん済及び保全管理中の状態です。

次に、受付番号第17号は、申請人は北区金岡町に居住する不動産貸付業兼農業者で、申請地は北区金岡町の田1筆、面積は575平方メートル、現在野菜の状態です。

以上2件につきまして、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

また、いずれも当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。ただし、受付番号第128号と第129号につき

ましては、寺島あつ子委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第118号から第127号、第130号から第132号をご説明いたします。

まず、受付番号第118号は、申請地は南区小代の田1筆、面積は1,190平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は5年です。

次に、受付番号第119号は、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は1,114平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第120号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は578平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第121号は、申請地は中区田園の田1筆、面積は578平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第122号は、申請地は南区豊田の田7筆、面積は合計2,974平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第123号は、申請地は南区稲葉3丁の田2筆、面積は合計1,113平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第124号は、申請地は西区太平寺の田2筆、面積は合計2,746平方メートルで、現在野菜及びうねの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年、解除条件付きの貸借です。

次に、受付番号第125号は、申請地は美原区阿弥の田2筆、面積は合計2,101平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で

使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第126号は、申請地は中区深井畑山町の田畑3筆、面積は合計3,142平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第127号は、申請地は南区别所の田10筆、面積は合計2,786.74平方メートルで、現在保全管理中、野菜、ハウス及びうねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第130号は、申請地は美原区平尾の田2筆、面積は合計3,515平方メートルで、現在植木の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第131号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,160平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第132号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は1,692平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第66号の受付番号第128号と第129号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、

審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、寺島あつ子委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」の受付番号第128号と第129号をご説明いたします。

まず、受付番号第128号は、申請地は美原区菅生の田1筆、面積は661平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第129号は、申請地は美原区菅生の田3筆、面積は合計1,820平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、寺島あつ子委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第67号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。ただし、受付番号第133号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第67号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第134号と第135号をご説明いたします。

なお、本件は農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第134号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は795平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第135号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計1,089平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ2年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第67号の受付番号第133号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、

田中正剛委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第67号農用地利用集積等促進計画の決定について(農地中間管理事業分)の受付番号第133号をご説明いたします。

受付番号第133号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計817平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ1年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案(農地中間管理事業分)のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、報告第54号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第57号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第54号「農地法第4条の規定による届出に対する事

務局長専決処分の報告について」から報告第57号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第54号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は10件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第55号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第56号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。受付番号第22号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第57号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は4件ございました。まず受付番号第50号は、申請地が南区片蔵の田6筆、面積は合計2,751平方メートル、現況は休耕、次に受付番号第51号は、申請地が中区深井中町の田1筆、面積は165平方メートル、現況は更地で経過年数は55年以上、次に受付番号第52号は、申請地が北区長曾根町の田1筆、面積は128平方メートル、現況は住宅で経過年数は20年以上、次に受付番号第53号は、申請地が南区釜室の田1筆、面積は735平方メートル、現況は仮設事務所及び露天駐車場で経過年数は15年以上でした。受付番号第50号は農地、受付番号第51号から第53号は非農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はあり

ませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和5年度第12回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第62号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第63号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第64号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第65号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第66号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第67号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第54号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第55号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第56号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第57号	承 認	全 会 一 致

署名委員

会

長

北沢芳子

委

員

今野正章

委

員

小谷信江